

## 遠隔操作によるインターネット接続事業者の変更勧誘に注意



### 【事例】

「今契約しているインターネット接続事業者（プロバイダ）より、必ず安くなるから乗り換えませんか」と電話で勧誘され、承諾した。その後、業者の電話による指示に従い、パソコンでプロバイダの

ウェブサイトの画面を開くと、遠隔操作でプロバイダの変更が行われた。変更後、これまで契約していたプロバイダの料金を確認すると、新しい契約先のほうが高額になることが分かった。解約を申し出たが「きちんと説明している。解約には、違約金 1 万 5000 円が必要」と言われた。（出典：見守り新鮮情報第 201 号）

### 【アドバイス】

遠隔操作によるプロバイダ変更は、柳川・みやま消費生活センターでもよく相談を受けています。プロバイダ契約や通信契約には、クーリング・オフが適用されません。しかし、違約金不要で解決できる場合がありますので、あきらめずに同センターへ早めに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。

柳川・みやま消費生活センターが大和庁舎 1 階にできて、4 月で 4 年目に入ります。年間相談件数は約 700 件。全国の窓口で特定の相談件数が多いと、国民生活センターの公式サイト「見守り新鮮情報」などで注意喚起しています。

## 契約書はトラブルを避けるためにもきちんと保管を

### 【事例】

A 新聞販売店から相談者宅への新聞配達が始まるという連絡があった。相談者は 2 年前に契約したことを忘れていた。実は、3 日前に B 新聞と契約したため、A 新聞の契約を断りたい。

### 【アドバイス】

A 新聞の契約は勝手に断ることができません。販売店が合意すれば解約できますが簡単ではありません。一方、B 新聞は契約して 8 日間以内なのでクーリング・オフ（無条件解除）が可能です。口約束でも契約は成立します。後日トラブルを避けるためにも、渡された契約書はきちんと保管する習慣を身に付けましょう。また、契約は内容をきちんと理解した上で、慎重に行うようにしましょう。

### 【契約チェックリスト】

- 本当に必要な商品ですか？
- 今すぐ必要ですか？
- 比較検討しましたか？
- 誰かに相談しましたか？
- 長期契約の場合、最後まで続けられますか？



長時間粘られて仕方なく契約したなどの勧誘方法や、商品に問題があった場合は解約できる可能性があります。あきらめずに柳川・みやま消費生活センターへ相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。

2015.6

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

## アダルトサイトに関する相談が増加しています

### 【事例】

スマートフォンで無料のアダルト動画を再生しようとしたところ、「登録完了」と表示され高額な会費を請求された。慌ててサイト管理者に連絡したが、会費を支払わなければ解約できないと言われた。

### 【アドバイス】

事例のような場合、契約は成立していません。画面表示では「誤操作はこちら」などと電話や電子メールをするよう誘導しますが、絶対にこちらから連絡してはいけません。

クレジットカードや銀行振込み、コンビニエンスストアでプリペイド型電子マネーを購入させられるなど、支払いを強要されるだけでなく、住所や氏名などの個人情報を聞き取られる恐れがあります。

また、一度支払うと「個人情報削除費用」などと名目を変えて次々と請求される被害の相談も増えています。

国民生活センターの発表によると、平成26年度中に全国の消費生活センターに寄せられた相談のうち、アダルトサイトに関する相談が最も多く、過去最高の10万件超でした。柳川・みやま消費生活センターにおいても最も多く寄せられる相談です。

身に覚えのない請求は、すぐに支払わずに消費生活センターへ相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。



2015.8

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

## 個人情報の削除を持ちかける電話にご用心

### 【事例】

公的機関の職員を名乗る人から「あなたの年金情報が流出している。無料で削除する」と電話があり、依頼した。その後すぐに電話があり、「流出先3か所のうち2か所は削除できたが、残りの1か所を削除するためには別途手数料が必要である」と言われた。

### 【アドバイス】

最近、日本年金機構への不正アクセス事件で、125万件もの年金情報が流出しました。それに便乗して、個人情報削除のための手数料などの名目で金銭をだまし取られたり、個人情報を聞き出されたりする被害が多数発生しています。消費生活センターなどの公的機

関側が、消費者に個人情報の削除を持ちかける電話をすることはありません。

また、今年の秋は「国勢調査」も実施されます。調査と称して個人情報を聞き取られる「かたり調査」にはくれぐれも注意してください。

少しでも不審に思ったらすぐに電話を切り、消費生活センターへ相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。



2015.9

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

## 次々に商品売りつける「次々販売」にご注意を

### 【事例 1】

1年前に訪問販売で高額な布団を購入した。今年も同じ販売員が訪ねてきて、昨年買った布団を点検し、新しい布団を勧められてまた契約してしまった。

### 【事例 2】

「お宅の屋根瓦が浮いている」と訪ねてきた業者に、1万円で修理を依頼した。その後、「柱が腐っている」「外壁がはがれ落ちる」「床下にシロアリがいる」などと言われて不安になり、いつの間にか大がかりな工事をするようになってしまった。

### 【アドバイス】

一度契約すると次々に契約を迫られる事例です。訪

ねてくるのは同じ業者とは限らず、違う業者の場合もあります。あなたは、業者から「簡単に契約してくれる人」と思われていませんか。簡単に家の中へ招き入れないこと、その場ですぐに契約をしないことで被害を予防しましょう。

契約をしてしまっても、クーリング・オフや契約の取り消しなどができる場合があります。あきらめず、早めに消費生活センターへ相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。



2015.10

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

## 通信販売は注文する前に条件をしっかりとチェック

### 【事例】

テレビショッピングで「お試し価格」と紹介された健康食品を注文した。口に合わず二度と注文するつもりはなかったのだが、翌月にも商品と振込用紙が送られてきた。解約を申し出ると、最低3か月継続することが条件の「お試し価格」だったと説明され、定価料金での精算を求められた。

### 【アドバイス】

通信販売の定期購入に関する相談が増加しています。通信販売にはクーリング・オフ制度の適用がなく、事業者が返品などの条件について定めている返品特約



に従うこととなります。事例のように定期購入したという自覚がなく2回目の配達があって初めて気付いた場合、原則は定価料金での精算になります。

「無料サンプル」「初回限定価格」「モニター価格」などに惑わされないよう、用心してください。電話で注文するときは、その価格が適用されるための条件や返品の可否、返品できる期間について質問してみるとよいでしょう。また、商品と一緒に届いた書面にも必ず目を通しましょう。

無事返品できたケースもありますので、あきらめずに消費生活センターへ相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。

## クーリング・オフは契約や購入した方法で期間が違います

### 【事例】

昨日、自宅に訪問してきた業者から屋根瓦の修理を勧められたので、その業者と契約した。よく考えると、金額が高すぎると思ったので解約したい。

### 【アドバイス】

訪問販売による契約は、クーリング・オフすることができます。簡易書留郵便などでクーリング・オフはがきを送りましょう。クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な勧誘を受けて契

約してしまった消費者に、頭を冷やしてよく考える時間を与え、一定期間内であれば一方的に無条件解約ができるという制度です。クーリング・オフができる主な取引の種類と期間は下表のとおりです。

クーリング・オフは書面で行います。書き方などで不明な点があれば消費生活センターへ問い合わせください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。

クーリング・オフができる主な取引の種類	クーリング・オフができる期間
訪問販売	契約書面を受け取った日から <b>8日間</b>
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供（エステ、語学教室など）	
訪問購入（買い取り）	
連鎖販売取引（マルチ商法など）	契約書面を受け取った日から <b>20日間</b>
業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法など）	

## 電話でお金のお話が出たら、まず詐欺を疑ってください

### 【事例】

ある会社へ1口10万円出資すれば、年利12%が得られると書いてあるパンフレットが送られてきた。パンフレットに書かれた会社へ出資できる権利を譲ってほしいという男からしつこく電話があり困っている。

### 【アドバイス】

架空の投資話を持ちかける「劇場型勧誘」の典型です。「代わりに購入してくれたら高値で買い取る」「名義を貸してくれたら謝礼を支払う」などと言って申し込ませ、お金をだまし取る詐欺の手口です。相手にせず、すぐに電話を切りましょう。

この他、息子を名乗る男に現金をだまし取られる「オレオレ詐欺」など不審な電話が筑後地区を中心に相次いで発生しています。少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターへ相談してください。相談は無料。匿名でも相談できます。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。

### 1月からマイナンバー制度開始 個人情報をもやみに教えないで



来年1月から「マイナンバー制度」が始まります。既に全国の消費生活センターには「不審な電話がかかってきた」などの相談が多数寄せられています。通知された個人の番号は年金手続きや確

定申告などに必要な大切な個人情報です。万が一誤って教えてしまっても罪に問われることはありませんが、むやみに他人に教えないようにしましょう。

2016.1

柳川・みやま消費生活センター / Consumer



## 暖房器具などは十分注意して使いましょう

### 【事例】

#### ◆事例 1

就寝中に寝返りを打ったら、足元付近に置いていた電気ストーブに布団が触れて火事になった。初期消火を試みたが逃げ遅れて死亡した。(80歳代女性)

#### ◆事例 2

貼るカイロを剥がさないまま就寝した。次の日の朝、カイロを貼っていたところが痛がゆくなったので皮膚科を受診したところ、皮膚の表面がはがれており低温やけどと診断され、通院治療が必要だった。(70歳代女性)

### 【アドバイス】

冬場は例年、不注意や暖房器具の誤使用によるやけどなどの事故が増加します。

特に65歳以上の高齢者は、若年者に比べて皮膚が薄く、運動機能の低下もあるので重い症状になるリスクが高まるようです。

事例1では、電気ストーブ類は炎が出ていないため安全に見えますが、熱があるので火災の危険があります。布団だけでなく衣類や雑誌も近くに置くと危険です。ストーブの周囲には物を置かないでください。また、就寝時はスイッチを切り、使用しないときは電源プラグをコンセントから抜く習慣をつけることも予防につながります。

事例2では、低温やけどを防ぐには「長時間同じ場所を温めないこと」が重要です。カイロは寝るときには剥がしましょう。また、湯たんぽは布団を温めたら布団から出すか、出さない場合はカバーをかけて厚手のタオルなどで包んで使ってください。

身の回りの困りごとは、遠慮なく消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。

2016.2

柳川・みやま消費生活センター / Consumer



## 詐欺被害が急増、「消費生活出前講座」で対処法を学びませんか

柳川警察署管内の特殊詐欺被害額は、昨年1年間で約5000万円にも上りました。

柳川・みやま消費生活センターでは、悪質商法や振り込め詐欺などの消費者被害を未然に防止するため、相談員が皆さんの住んでいる地域に出向いて、手口や対処法を紹介する出前講座を行っています。被害防止のビデオ鑑賞などで、被害に遭わないためにはどうしたらよいか、実際の相談事例も交えながら分かりやすくお話しします。

なお、対象や日時など詳しくは、下表を参照してください。

申し込み、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。

対象	市内の団体などが主催するおおむね10人以上の学習会 例) 町内会、老人クラブ、学校、企業など
日時	平日の午前10時～午後5時のうち2時間以内 ※上記時間外については要相談
会場	市内の会場 ※会場の確保や準備は、各団体でお願いします。
申込方法	受講希望日の1か月前までに、柳川・みやま消費生活センターへ電話で申し込み
受講料	無料



## 電力小売の全面自由化開始による便乗商法にご用心

**【事例】** 「今年4月から電力料金が自由化される。その前に太陽光発電システムを設置して売電したら儲かる」という電話があり、自宅で業者の話聞いた。設置費用は200万円だが、ローンを組めば月々1万円の支払いでよいというが、信用できるか。

**【アドバイス】** 4月1日から電力の小売全面自由化が始まります。従来の地域の電力会社以外にもさまざまな業種の小売電気事業者から選択して契約することが可能になり、省エネ効果も期待されるようです。しかし、便乗して太陽光発電システム、プロパンガス、蓄電池などの勧誘が行われています。事例の場合、将来の売電金額は決まっておらず、毎月のローン返済が家計の負担になるおそれも。契約はくれぐれも慎重にしましょう。契約後でも解約や取り消しできる場合があります。困ったときは、すぐに消費生活センターへ相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。

### 小売電気事業者と 新規に契約する場合の注意点

#### Q. 契約先は登録業者ですか？

A. 国に登録した業者でなければ電気を販売できません。「代理店」「媒介店」「取次店」が勧誘するケースもありますが、電気を供給する会社がどこか確認しましょう。

#### Q. 契約の内容は？

A. 「料金が安くなる」と勧誘されたら、安くなるための条件を確認しましょう。別の商品やサービスとのセット契約や、高額な解約料が必要な場合があります。また、オプションサービスが付加されて現在より割高になることも。月額料金がいくらになるか尋ねてみましょう。

悪質商法

多重債務

架空請求

困ったときは迷わず相談を！

柳川・みやま消費生活センター  
(柳川市役所 大和庁舎1階)

☎ 0944-76-1004



柳川市マスコットキャラクター  
こっぼりー

暮らしに役立つお金の情報は…  
知るほど「検索」

このマグネットは、福岡県金融広報委員会(事務局:日本銀行福岡支店内)の助成金で作成しています。



みやま市マスコットキャラクター  
くまびー